

令和7年度国際スポーツ競技大会支援事業補助金の交付に係る 手続き及び留意事項

1 手続きの流れ



手 続 き	申 請 者	千 葉 県
事前相談	<u>令和7年3月26日（水）から</u> <u>令和7年4月25日（金）まで</u> 事前相談を実施する	
交付申請	<u>令和7年4月1日（火）から</u> <u>令和7年5月23日（金）まで</u> 必要書類を提出する	
交付決定		交付申請を精査し、交付決定を通知
実績報告	補助事業の完了の日から起算して 30日を経過した日又は補助金の交付の 決定に係る会計年度終了の日の いずれか早い期日までに必要書類を 提出する	
額の確定		実績報告を精査し、額の確定を通知
交付請求	額の確定後に必要書類を提出する	
交 付		補助金を交付

2 提出書類

（1）事前相談時 **※交付申請を検討されている場合は、必ず事前相談をお願いします。**

- ・国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第2条（補助対象団体）及び第3条（補助対象事業）の要件、並びに国際スポーツ競技大会支援事業実施要領の要件を満たすことが分かるもの（第1号様式のうち別紙1の1団体に関する調書を活用しても可）
- ・大会の概要が分かるもの（別紙3（別記第1号様式関係）実施計画書を活用しても可）

（2）交付申請時

- ・第1号様式 国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付申請書
- ・別紙1の1、1の2、1の3、2、3（別記第1号様式関係）
- ・補助事業に係る収支予算書
- ・事業内容が明確にわかるもの（企画書、仕様書等の写し）
- ・団体の種類及び根拠法令の事実を確認できる書類（登記簿等の写し）
- ・参加者及び宿泊者数の分かる書類
- ・支出内容が分かる書類（設計書、見積書等の写し）
- ・その他参考となる書類

(3) 実績報告時

- ・別記第4号様式
- ・別紙（別記第4号様式関係）
- ・補助事業に関する写真、資料等
- ・参加者及び宿泊者数の分かる書類
- ・支出内容が分かる書類（請求書、領収書等の写し）
- ・その他参考となる書類

(4) 交付請求時

- ・別記第5号様式
- ・その他参考となる書類

※上記のほか、必要に応じ資料の追加提出をお願いすることがあります。

3 共通事項

書類については、原則、電子データをメールで御提出ください。

なお、押印が必要な書類やデータ容量の大きな書類については郵送又は持参での提出も可能です。郵送又は持参による提出の場合も、「役員等名簿」は電子データを併せて御提出ください。

4 留意事項

- ・補助事業の対象として要件を満たした場合でも、予算額の都合により、交付額が申請額を下回る場合があります。
- ・交付決定前の発注又は契約締結は補助対象経費として、原則認められません。
発注又は契約締結は、原則、交付決定後をお願いします。
- ・交付決定後に、交付要綱第7条第1号又は第2号に該当する場合（補助額に変更が生じる等）は、交付要綱第8条に基づき、国際スポーツ競技大会支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）を提出してください。

【担当・問合せ】

千葉県 環境生活部 スポーツ・文化局
生涯スポーツ振興課 企画調整班
電 話：043-223-2449
E-mail：chibasp03@mz.pref.chiba.lg.jp